

議第13号

高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

モンデウス飛驒位山を高山市位山交流広場として管理するため改正しようとする。

高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第
 41号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																			
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 道の駅付帯施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桜の郷荘川</td> <td>高山市荘川町猿丸 88番地1</td> </tr> <tr> <td>モンデウス飛騨位山</td> <td>高山市一之宮町7 846番地1</td> </tr> <tr> <td>飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道の駅付帯施設の名称</th> <th style="text-align: center;">交流施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ななもり清見</td> <td>大会議室</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モンデウス飛騨位山</td> <td>相談室</td> </tr> <tr> <td>情報交流研修室</td> </tr> <tr> <td>ひだ朝日村の部 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)		桜の郷荘川	高山市荘川町猿丸 88番地1	モンデウス飛騨位山	高山市一之宮町7 846番地1	飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)		道の駅付帯施設の名称	交流施設の区分	ななもり清見	大会議室	小会議室	モンデウス飛騨位山	相談室	情報交流研修室	ひだ朝日村の部 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 道の駅付帯施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桜の郷荘川</td> <td>高山市荘川町猿丸 88番地1</td> </tr> <tr> <td>飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道の駅付帯施設の名称</th> <th style="text-align: center;">交流施設の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ななもり清見</td> <td>大会議室</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> </tr> <tr> <td>ひだ朝日村の部 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)		桜の郷荘川	高山市荘川町猿丸 88番地1	飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)		道の駅付帯施設の名称	交流施設の区分	ななもり清見	大会議室	小会議室	ひだ朝日村の部 (略)	
名称	位置																																			
パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)																																				
桜の郷荘川	高山市荘川町猿丸 88番地1																																			
モンデウス飛騨位山	高山市一之宮町7 846番地1																																			
飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)																																				
道の駅付帯施設の名称	交流施設の区分																																			
ななもり清見	大会議室																																			
	小会議室																																			
モンデウス飛騨位山	相談室																																			
	情報交流研修室																																			
ひだ朝日村の部 (略)																																				
名称	位置																																			
パスカル清見の項・ななもり清見の項 (略)																																				
桜の郷荘川	高山市荘川町猿丸 88番地1																																			
飛騨街道なぎさの項～飛騨たかね工房の 項 (略)																																				
道の駅付帯施設の名称	交流施設の区分																																			
ななもり清見	大会議室																																			
	小会議室																																			
ひだ朝日村の部 (略)																																				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。